

医業経営情報

NO. 71 税務申告の仕方で納税額は減る(消費税会計処理編)

病医院経営者の中には税理士に税務申告を頼んでいけば間違いはないと考えている方もいるようです。

誰が見ても明らかに間違っているとわかる税務申告をしている税理士はいないと思いますが、もっと工夫して税務申告をすれば納税額が減るケースはよく見かけます。

例えば車両や医療機器等の資産の減価償却方法に定額法と定率法という2つの方法があります。どちらの減価償却方法を採用していても税務申告としては問題ありませんし、減価償却費の計算はほとんどの税理士がコンピューターで行っていますので間違いはありません。

しかし、資産の購入直後になるべく多くの費用を計上した方が当面の節税にはなるので、ほとんどの税理士は定率法を採用しています。減価償却方法に定率法を採用するのは常識といってよい程に浸透していますから、もし、車両や医療機器等の資産の減価償却方法に定額法を採用している税務申告を見れば、どの税理士も「定率法を採用していればこの年の税金はもっと少なくて済んだのに…」とアドバイスすると思います。

税務署からすると減価償却方法は定額法でも定率法でも間違いではありませんが、定率法を採用した方が納税額が少なくなる、つまり税務申告の仕方で納税額が減るといったケースがあり得るといった事をご理解いただけたと思います。

しかし、私は数々の病医院の税務申告を見てきましたが、残念ながら、もっと工夫して税務申告をすれば納税額を減らせたのにとアドバイスせざるを得ないケースが多々あります。

その最たる例が消費税の会計処理の仕方です。

消費税は2期(2年)前の自費診療収入や雑収入などの消費税課税売上高が1,000万円を越えている事業者が納付する税金です。そして消費税を納付する義務のある事業者を課税事業者といい、逆に消費税を納付する義務のない事業者を免税事業者といいます。

免税事業者は消費税の納税義務がないので消費税の会計処理は税込経理方式しか選択できませんが、課税事業者は税込経理方式か税抜経理方式のいずれかを選択することができます。

結論を先に書くと消費税の会計処理は税抜経理方式が有利です。

しかし、残念ながら課税事業者である病医院の税務申告を見るとほとんどが消費税の会計処理を税込経理方式で行っています。

I 課税所得金額（利益）が少なくなる

消費税の会計処理が税抜経理方式の方が有利な最大の理由は、消費税として納付する税金は税込経理方式でも税抜経理方式でも変わりませんが、下図のように法人税や所得税の課税所得金額となる利益に差がでるからです。

消費税の経理方式による利益の差

	税込経理方式	税抜経理方式
税込10,500,000円の自費診療収入の会計処理	自費診療収入 10,500,000円①	自費診療収入 10,000,000円 仮受消費税 500,000円④
税込3,150,000円の薬品仕入の会計処理	医薬品費 3,150,000円②	医薬品費 3,000,000円 仮払消費税 150,000円⑤
税込5,250,000円の医療機器購入の会計処理	医療機器 5,250,000円③	医療機器 5,000,000円 仮払消費税 250,000円⑥
納付する消費税額	I 課税売上高に対する消費税 ①×5/105=500,000円 II 課税仕入高に対する消費税 (②+③)×5/105=400,000円 III 差引納付税額 I - II = 100,000円	I 課税売上高に対する消費税 ④=500,000円 II 課税仕入高に対する消費税 ⑤+⑥=400,000円 III 差引納付税額 I - II = 100,000円
資産計上した医療機器の減価償却費の計算 (償却率は定率法・耐用年数5年のものを使用)	5,250,000円×0.500 =2,625,000円	5,000,000円×0.500 =2,500,000円
課税所得金額（利益）の計算	自費診療収入 10,500,000円 医薬品費 △3,150,000円 減価償却費 △2,625,000円 租税公課 △100,000円 <u>利益 4,625,000円</u>	自費診療収入 10,000,000円 医薬品費 △3,000,000円 減価償却費 △2,500,000円 <u>利益 4,500,000円</u>

上図のとおり、消費税の会計処理を税抜経理方式にした方が125,000円も課税所得金額が少なくなります。税率が30%でも37,500円の納税額の違いが生じます。

税抜経理方式の方が利益が少ない理由は減価償却資産の計上金額にあります。

税込経理方式の場合は消費税を含めた5,250,000円を減価償却資産として計上しますので、その減価償却資産の耐用年数の期間にわたって消費税の250,000円も費用とする必要があり、減価償却資産に対する消費税分の費用計上に数年かかるからです。

上記の例では課税所得金額の差はわずか125,000円ですが、建物のように数億円もする減価償却資産を取得した時は、何百万円単位で納税額に差が出てきます。



16 会計処理の方法は？

この章では、消費税及び地方消費税の「会計処理の方法」について説明します。

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、以下の二通りの方法があります。いずれの方法を採用するかは事業者の任意（注1）であり、納付する消費税額及び地方消費税額の合計額は同額となります。

免税事業者は税込経理方式

- ① 税込経理方式 = 消費税額及び地方消費税額を売上高及び仕入高等に含めて経理する方法
- ② 税抜経理方式 = 消費税額及び地方消費税額を売上高及び仕入高等に含めないで区分して経理する方法（取引の都度区分する方法と期末に一括区分する方法）

① 税込経理方式	区 分	② 税抜経理方式
売上げ又は仕入れ等に係る消費税額及び地方消費税額は、売上金額、資産の取得価額又は経費等の金額に含まれるため、企業の損益は消費税及び地方消費税によって影響されるが、税抜計算の手数が省ける。	特 徴	売上げ又は仕入れ等に係る消費税額及び地方消費税額は、仮受消費税等、又は仮払消費税等とされ、企業を通り過ぎるだけの税金にすぎないため、企業の損益は消費税及び地方消費税によって影響されないが、税抜計算の手数が掛かる。
売上げに含めて収益として計上する。	売上げに係る消費税額等	仮受消費税等とする。
仕入金額、資産の取得価額又は経費等の金額に含めて計上する。	仕入れ等に係る消費税額等	仮払消費税等とする。 参照→下記<もっとくわしく>
租税公課として損金（必要経費）に算入する。	納付税額	仮受消費税等から仮払消費税等を控除した金額を支出とし、損益には関係させない。
雑収入として益金（収入金額）に算入する。	還付税額	仮払消費税等から仮受消費税等を控除した金額を入金とし、損益には関係させない。



もっとくわしく

税抜経理方式を採用する事業者で課税売上割合が95%未満の場合は……

課税売上割合が95%未満である事業者は、控除対象外消費税について次の処理を行う必要があります

控除対象外消費税額等は、繰延消費税額等として5年間以上で損金の額（必要経費の額）に算入します（個々の資産の取得価額に含めて計上することができる場合もある）

ただし、右のものについては、法人は一時の損金とすることができ、また、個人事業者は一時の必要経費とすることになります。法人の交際費に係るものは、交際費の損金算入限度額の計算上、支出交際費の額に加算します

課税期間の課税売上割合が80%以上である場合の控除対象外消費税額等
20万円未満の控除対象外消費税額等（個々の資産ごとに判定）
棚卸資産及び経費に係る控除対象外消費税額等

Ⅱ 税抜経理方式が有利なその他の理由

税抜経理方式が有利な最大の理由は課税所得金額（利益）が少なくなる点ですが、他にもいくつか有利な理由があります。

①交際費の損金算入額が増える

資本金1億円以下の法人の場合、交際費として損金（法人税法上の経費）として認められるのは年間400万円までです。（なお、交際費が年間400万円以内であっても、その金額の10%は損金として認められません。）

年間400万円を越えた交際費及び資本金1億円超の法人が支払う交際費は全て損金として認められません。

税込経理方式の場合、損金算入限度額は税込400万円までですが、税抜経理方式の場合、損金算入限度額は税抜400万円になります。（ただし、交際費に係る控除対象外消費税額等は交際費の金額に含めますので、必ずしも税抜400万円になる訳ではありませんが、控除対象外消費税等の説明は難しいので本稿では省略します。）

税抜400万円ということは税込では420万円になりますので、税抜経理方式の方が税込経理方式より、交際費の損金算入限度額が年間20万円多くなります。

②少額減価償却資産の損金算入限度額が増える

本来、取得価額が20万円以上の減価償却資産はその減価償却資産の耐用年数の期間にわたって損金にしなければなりません。取得価額が30万円未満の減価償却資産は、その取得年度に取得価額全額を損金にすることができます。（平成22年3月まで時限措置）

そして取得価額が30万円未満の減価償却資産を少額減価償却資産といいます。

この少額減価償却資産の損金算入限度額は年間300万円以下ですが、税込経理方式の場合は税込300万円以下となるのに対し、税抜経理処理方式は税抜300万円以下となります。

したがって、税抜経理方式の方が税込経理方式より、少額減価償却資産の損金算入限度額が年間15万円多くなります。

③償却資産税が少なくなる

償却資産税とは市町村税である固定資産税の一種で、毎年1月31日までに土地や建物以外の医療機器や器具備品や構築物等の減価償却資産を所有している場合には、その減価償却資産が所在する市区町村に申告する義務がある税金をいいます。

市区町村は事業者からの申告にもとづき、それぞれの資産の評価額を決定し、それらの評価の合計額が年間150万円を越える場合には償却資産税を課税してきます。償却資産税の税率は1.4%です。

そして、市区町村に申告する償却資産の取得価額は税込経理方式の場合は税込で、税抜経理方式の場合は税抜となります。

償却資産の評価額は申告された取得価額と耐用年数をもとに定率法で計算します

ので、償却資産の取得価額を税込で申告すると、その資産の消費税に対しても1.4%の償却資産税が課税されることとなります。

税込1,050万円の資産であれば、その消費税50万円に対しても1.4%の償却資産税が課税されるのですから、単純に計算すると(50万円×1.4%)7,000円も償却資産税を多く納税することとなります。

Ⅲ 会計基準における消費税会計処理の扱い

税法上は課税事業者の消費税の会計処理は任意となっています。

しかし、日本税理士連合会等がまとめた中小企業の会計に関する指針では消費税は原則として税抜方式とされていますし、病院会計準則でも消費税は税抜方式で処理すべきこととされています。

各病医院がどの会計基準に従って会計処理をするかは任意ですが、上記のように中小病医院が従うべき2つの会計基準を見ても税抜経理方式が妥当といえます。

しかし、現実には多くの税理士が税込経理方式で会計処理を行っています。

病医院経営者自らが消費税の会計処理の仕方まで指定するという話は聞いたことがありませんので、病医院の会計処理は税理士が決められていると思います。

税込経理方式で税務申告している税理士がどのような理由で税込経理方式を採用しているかは知りませんが、ある税理士は税込経理方式の方がシンプルで会計書類が見やすいと言っていました。私は税抜経理方式の会計書類が見づらいとは思いませんが、一步譲って税込経理方針の方が見やすいとしても、税務上のメリットと、会計書類の見やすさの双方を説明した上で消費税の会計処理の仕方を決めるのが、税理士が行うべきインフォームドコンセントではないかと思います。

平成20年8月11日

西岡秀樹税理士事務所

<http://www013.upp.so-net.ne.jp/nishioka/>

文責 西岡秀樹